

韓国「有料老人ホーム」の視察(韓国出張(2014年1月)記録より)

- 韓国でも、高齢者の居場所として、自宅、介護施設の他に、「有料老人ホーム」も選択肢となりつつある。ソウル市に近い地域にある有料老人ホームを視察した。その概要は以下の通り。
- 訪問先: 有料老人ホーム N(S 生命保険公益財団運営)  
所在地: 京畿道龍仁市

○ 施設の概要(基本情報)

項目	内容
敷地面積	6万8千坪(22万4千平方メートル、東京ドーム4.8個分)
施設の性格	住居、医療、療養、文化活動、スポーツが統合された先進型タウン
主な施設	タワー棟(元気な高齢者が居住) ナーシングホーム: 体が不自由な人が居住 リビングプラザ: 各種サービス施設(病院、スポーツ施設、銀行など)を設置(地域住民も利用できる(有料の場合がある))

○ 施設の概要(主な施設について)

(1) タワー棟

項目	内容
規模	553世帯。部屋は30坪から72坪まで(共益部分を大幅に含む)。36坪の部屋が最も多い(150世帯)。健康なときにいる部屋と具合が悪くなったときに移る部屋がある。
サービス	1日3食、掃除(週2回)がある。洗濯は自分でもでき、クリーニングにも出せる。 ソウルなどへのシャトルバスを運行 社会福祉士(3名)が勤務。診療所で内科などの診療を受けることができる 各種の文化、スポーツサークルや行事
費用	入居金: 3億2千万ウォン~4億8千万ウォン(退去時に全額戻ってくる) 毎月の費用: 単身者で180万ウォン、夫婦で300万ウォン

入居状況	90%の入居率 50坪以上の部屋では夫婦が多いが、6対4で一人暮らしが多い
------	--

### (2) ナーシングホーム

項目	内容
規模	178床。 1人部屋、2人部屋、4人部屋で構成。
サービス	1人部屋は担当の看護師が対応 2人部屋や4人部屋でも看護師、介護士が頻繁に出入りして手厚くサービスを提供。 状態が悪くなったら病院に移る
スタッフ配置	看護師は50名 介護士は130名 ※経験の豊富な人が多い
費用	1人部屋で月660万ウォン 4人部屋で月330万ウォン ※「老人長期療養保険」は使えない(質の高いサービスの提供を目的としているため)。
入所者	中産階級以上の人が入所

### (3) リビングプラザ

項目	内容
施設	診療所、金融機関などで構成 地下には体育館、プール、ゴルフ練習場などがあり、地域住民にも開放。 各種スポーツ教室(子どもも対象)で月5千~1万ウォン程度のレッスン料 178床。

以上

### 3. 台灣資料

表 老人福利機構などの設立基準

		長期照願機構			安養機構	その他の施設	居家服務単位	社区式デイケア
		長期照願型	養護型	認知症対応型				
施設の定義		慢性疾患などにより、医療的な介護が必要な高齢者が入所する施設	自立した生活ができない、胃ろう、導尿による管理が必要な高齢者(定員の半分まで)が入所する施設	医師が中度の認知症と診断し、行動能力はあるが介護が必要な高齢者が入所する施設	介護が必要、扶養する家族がいない、扶養親族に経済力がない高齢者で、自立した日常生活が可能な高齢者が入所する施設	居宅、地域ケアを提供する事業所を除く、文化活動などを行う施設、臨時の介護サービスを行う施設、老人を保護する施設など	居宅で高齢者や障害者に家事及び日常生活支援、身体介護サービスなどを行う事業者	通所で高齢者などに介護サービス、自立のための訓練などを行う事業者
設置者		県市政府、設立許可を得た財団法人					医療法人、老人福祉施設、身体障害者施設、財団法人など	医療法人、老人福祉施設、身体障害者施設、財団法人など
規模	政府または財団法人設置	50人以上200人以下(2007年2月1日以前に設置許可があった施設を除く)				-	-	-
	小型のもの	5人以上50人未満				-	-	-
施設全般について		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物:建築基準などに従うこと</li> <li>・消防安全基準:消防法などの規定に従うこと</li> <li>・土地利用:法令に従うこと</li> <li>・水道:飲料水を提供し、水質は基準を満たすこと</li> <li>・衛生環境を保持すること</li> </ul>					-	-
施設床面積	一人当たり面積	16.5平方メートル以上	16.5平方メートル以上 (小型は10平方メートル以上)	16.5平方メートル以上 (ユニット式で1ユニットあたり16名まで)	20平方メートル以上 (小型は10平方メートル以上)	全体で200平方メートル以上	-	-
	一人当たり面積	7平方メートル以上	7平方メートル以上 (小型は5平方メートル以上)	7平方メートル以上 (小型は5平方メートル以上)	7平方メートル以上 (小型は5平方メートル以上)	-	-	-
寝室	定員	6人まで	6人まで	4人まで	3人まで	-	-	-
	トイレ	50人以上の設備で部屋ごとに必要	50人以上の設備で部屋ごとに必要	部屋ごとに必要	設置	-	-	-
設備等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通気がよいこと、日当たりがあること</li> <li>・地下に設置しないこと</li> <li>・二人以上の部屋の場合、プライバシーを確保するもので仕切ること など</li> </ul>					-	-
浴室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす等での入浴に支障がないこと</li> <li>・複数の人が使う場合に、適度なスペースが確保されること など</li> </ul>					-	-
その他の設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・適度な照明設備があること</li> <li>・公衆電話を設置すること など</li> </ul>					-	-
介護設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護記録棚、薬品・医療機器保管棚、救急用の設備など</li> </ul>				-	-	-
食堂など	一人当たり面積	4平方メートル以上	4平方メートル以上	基準なし(設備は整えること)	基準なし(設備は整えること)	文化活動などの部屋、必要な設備を整える	-	-

表 老人福利機構などの設立基準(続)

	長期照顧機構			安養機構	その他の施設	居家服務單位	社区式デイケア	
	長期照顧型	養護型	認知症対応型					
人員配置	管理者	1名	1名	1名	1名	1人	1名	1名
	護理人員	少なくとも1人 15人ごとに1人増加 デイケア併設の場合は日中は20人ごとに1人増加	少なくとも1人 20人ごとに1人増加	少なくとも1人 20人ごとに1人増加	最低1名	-	最低1名	
	社会工作人員	少なくとも1人 100人ごとに1人増加 49人以下の施設では、外部契約が可能(週に2日以上勤務すること)	少なくとも1人 100人ごとに1人増加 49人以下の施設では、外部契約が可能(週に2日以上勤務すること)	少なくとも1人 100人ごとに1人増加 49人以下の施設では、外部契約が可能(週に2日以上勤務すること)	少なくとも1人 80人ごとに1人増加 49人以下の施設では、外部契約が可能(週に2日以上勤務すること) (小型は必要に応じて)	最低1名	「督導員」を置く。社会工作人員などがなる。1人あたり60人まで担当	最低1名
	照顧服務員	5人ごとに1人 夜間は15人に1人(台湾人であること、護理人員と合計することができる)	8人ごとに1人 夜間は25人に1人(台湾人であること、護理人員と合計することができる) ※胃ろう、導尿による管理が必要な高齢者が入所の場合は長期照顧型に準じる	3人ごとに1人 夜間は15人に1人(護理人員と合計することができる) 専任職員を3分の2以上、兼任職員は週16時間以上の就労。専任・兼任とも外国人は禁止	15人ごとに1人 夜間は35人に1人(台湾人であること、護理人員と合計することができる)	最低1名	必要な人数	要介護高齢者: 10人に1人 認知症高齢者: 6人に1人 混合型: 8人に1人
	医師、理学療法士など	必要に応じて(専任または外部委託)	必要に応じて(専任または外部委託)	必要に応じて(専任または外部委託)	必要に応じて(専任または外部委託)	-	必要に応じて	必要に応じて

資料:「老人福利機構設立標準」、「居家服務提供單位營運管理規範」、「老人福利服務提供者資格要件及服務準則」より作成

表 介護従事者の資格条件

		社会工作人員	照顧服務員	居家服務督導員	護理人員	老人福利機構院長(主任) (長期照顧型)	老人福利機構院長(主任) (財団法人設置の認知症対応型、安養機構)	老人福利機構院長(主任) (財団法人格を持たない法人が設置の施設)
資格の条件	資格取得者、訓練修了者	社会工作者の資格を持つ者	照顧服務員の訓練修了証を持つ者	社会工作者の資格を持つ者	護理人員の資格試験合格者として、看護師または准看護師の資格を持つ者	護理人員の資格試験合格者として、看護師または准看護師の資格を持つ者	護理人員の資格試験合格者として、看護師または准看護師の資格を持つ者	護理人員の資格試験合格者として、看護師または准看護師の資格を持つ者
			照顧服務員の技術士の資格を持つ者					
				居家服務督導員の訓練修了証を持つ者				
	考試院実施の試験合格者など	考試院が行う高等考試または相当な試験の社会行政系の試験合格者					考試院が行う高等考試または相当な試験の社会行政系の試験、社会工作者の試験合格者で、2年以上社会福祉施設で就労した者	考試院が行う高等考試または相当な試験の社会行政系の試験、社会工作者の試験合格者で、2年以上社会福祉施設で就労した者
		考試院が行う普通考試または相当な試験の社会行政系の試験合格者で照顧服務員の訓練修了証を持つ者					考試院が行う普通考試または相当な試験の社会行政系の試験に合格し、居家服務督導員の訓練修了証を持つ者で、4年以上社会福祉施設で就労した者	考試院が行う普通考試または相当な試験の社会行政系の試験に合格し、居家服務督導員の訓練修了証を持つ者で、4年以上社会福祉施設で就労した者
		考試院が行う専門職業高等考試のうち、社会工作者部門の受験資格のある者						
	学校卒業者		高等学校、専門学科高校以上の学校で看護、介護関係学科を卒業した者	専門学校以上の学校で医療、看護、介護系の学科を卒業した者			大学以上の学校の社会工作系の学科を卒業し、社会福祉施設で2年以上の就労経験がある者	大学以上の学校の社会工作系の学科を卒業し、社会福祉施設で2年以上の就労経験がある者
				専門学校以上の学校で医療、看護、介護系以外の学科を卒業した者(考試院が行う専門職業高等考試受験資格があること)で、1年以上老人福祉施設、障害者施設での就労経験がある者			大学以上の学校の社会工作系以外の学科を卒業し、居家服務督導員の上級訓練を修了し照顧服務員の訓練修了証を持つ者で、政府が甲等以上で評価する老人福祉施設の管理業務に3年以上従事し、社会福祉施設で4年以上の就労経験がある者	大学以上の学校の社会工作系以外の学科を卒業し、居家服務督導員の上級訓練を修了し照顧服務員の訓練修了証を持つ者で、政府が甲等以上で評価する老人福祉施設の管理業務に3年以上従事し、社会福祉施設で4年以上の就労経験がある者

表 介護従事者の資格条件(続)

		社会工作人員	照顧服務員	居家服務督導員	護理人員	老人福利機構院長(主任) (長期照顧型)	老人福利機構院長(主任) (財團法人設置の認知症対応型、安養機構)	老人福利機構院長(主任) (財團法人格を持たない法人が設置の施設)
資格の条件	学校卒業者			高等学校、専門学科高校で看護、介護関係学科を卒業した者で、3年以上老人福祉施設、障害者施設での就労経験がある者				大学以上の学校を卒業し、居家服務督導員の上級訓練を修了し照顧服務員の訓練修了証を持つ者で、社会福祉施設で2年以上の就労経験がある者
								高校、専門高校を卒業し、居家服務督導員の上級訓練を修了し照顧服務員の訓練修了証を持つ者で、社会福祉施設で4年以上の就労経験がある者
	職務経験			照顧服務員としての経験が5年以上の者				
	備考		※認知症の施設で従事する場合、認知症に関する訓練の修了証を持っていること			看護に従事した年数を満たすこと 看護師:4年以上 准看護師:7年以上	看護師、准看護師の場合、以下の従事した年数を満たすこと 看護師:2年以上 准看護師:4年以上	看護師、准看護師の場合、以下の従事した年数を満たすこと 看護師:2年以上 准看護師:4年以上

資料:「老人福利服務專業人員資格及訓練弁法」より作成

表 台湾の高齢者介護施設の状況

(各年末現在、単位：箇所、人)

		2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
長期照護 機構	施設数	24	27	32	37	51	53	48	50	53
	定員	1,010	1,499	1,771	1,932	2,675	2,838	2,484	2,497	2,707
	入所者数	823	1,032	1,192	1,205	1,654	1,781	1,766	1,865	2,005
	入所率	81.5%	68.8%	67.3%	62.4%	61.8%	62.8%	71.1%	74.7%	74.1%
養護機構	施設数	813	838	869	922	949	969	963	960	947
	定員	30,304	32,826	35,850	39,135	41,020	42,359	43,523	44,741	46,630
	入所者数	21,819	23,802	26,600	28,824	30,109	31,996	33,481	34,680	35,597
	入所率	72.0%	72.5%	74.2%	73.7%	73.4%	75.5%	76.9%	77.5%	76.3%
安養機構	施設数	49	47	43	43	42	44	42	41	34
	定員	11,644	11,333	10,058	9,494	9,465	9,370	9,059	8,852	7,456
	入所者数	7,609	7,544	6,704	6,622	6,510	6,406	6,272	6,279	4,985
	入所率	65.3%	66.6%	66.7%	69.7%	68.8%	68.4%	69.2%	70.9%	66.9%

施設数・2012年	総数	設置者別			
		公立	公設 民営	財団 法人	私立 小型
長期照護機構	53	0	0	7	46
養護機構	947	3	11	83	850
安養機構	34	12	1	20	1

資料：内政部統計司資料より国立社会保障・人口問題研究所の小島克久が作成



表 台湾の高齢者介護施設の状況(地域別)

(単位:箇所、人、%)

2012年末	65歳以上人口	施設数			定員			入所者数			利用率			従事者数					
		長期照 護 機構	養護 機構	安養 機構	長期照 護 機構	養護 機構	安養 機構	長期照 護 機構	養護 機構	安養 機構	長期照 護 機構	養護 機構	安養 機構	総数	事務 要員	ソーシャ ルワー カー	看護師	ヘル パー	その他
台湾	2,600,152	53	947	34	2,707	46,630	7,456	2,005	35,597	4,985	74.1%	76.3%	66.9%	21,506	2,016	931	4,198	12,711	1,650
内政部直轄		0	15	8	0	3,461	2,068	0	2,692	1,540		77.8%	74.5%	1,760	197	94	278	983	208
新北市	353,396	3	184	4	86	7,516	1,486	79	5,546	963	91.9%	73.8%	64.8%	3,488	214	122	811	2,111	230
台北市	348,656	3	114	4	76	4,907	928	73	4,222	744	96.1%	86.0%	80.2%	2,814	242	159	531	1,680	202
台中市	243,197	3	56	3	134	2,905	406	120	2,458	262	89.6%	84.6%	64.5%	1,320	126	61	239	760	134
台南市	222,930	1	108	2	44	4,829	151	44	3,758	74	100.0%	77.8%	49.0%	1,899	196	55	392	1,099	157
高雄市	301,960	2	136	1	96	6,162	424	77	4,740	311	80.2%	76.9%	73.3%	2,576	243	110	537	1,519	167
宜蘭県	61,137	2	38	2	158	2,033	96	38	1,453	76	24.1%	71.5%	79.2%	830	90	45	137	488	70
桃園県	174,266	4	51	0	157	2,439	0	131	1,725	0	83.4%	70.7%		991	82	34	193	645	37
新竹県	57,941	0	17	1	0	997	49	0	747	43		74.9%	87.8%	390	42	15	63	255	15
苗栗県	76,362	2	11	0	148	788	0	109	610	0	73.6%	77.4%		325	35	15	57	177	41
彰化県	162,143	12	40	1	605	2,129	99	459	1,383	47	75.9%	65.0%	47.5%	1,042	113	48	180	639	62
南投県	72,541	5	7	2	220	272	652	140	237	249	63.6%	87.1%	38.2%	317	32	14	54	183	34
雲林県	110,164	6	22	1	234	968	180	214	757	161	91.5%	78.2%	89.4%	618	52	25	102	363	76
嘉義県	85,612	0	26	0	0	1,182	0	0	860	0		72.8%		442	50	16	88	251	37
屏東県	112,453	1	50	0	200	2,534	0	113	1,835	0	56.5%	72.4%		907	108	33	185	546	35
臺東県	30,470	0	13	0	0	758	0	0	565	0		74.5%		299	44	21	50	157	27
花蓮県	43,365	3	8	1	113	551	52	66	408	38	58.4%	74.0%	73.1%	253	35	16	54	130	18
澎湖県	14,110	0	2	0	0	83	0	0	42	0		50.6%		18	3	0	5	10	0
基隆市	43,558	0	28	2	0	1,179	711	0	943	348		80.0%	48.9%	612	57	28	124	369	34
新竹市	40,768	0	11	0	0	394	0	0	328	0		83.2%		165	13	3	35	103	11
嘉義市	31,161	6	9	0	436	369	0	342	241	0	78.4%	65.3%		349	31	13	66	200	39
金門県	12,908	0	1	1	0	174	120	0	47	112		27.0%	93.3%	80	8	3	16	42	11
連江県	1,054	0	0	1	0	0	34	0	0	17		50.0%		11	3	1	1	1	5

資料:内政部統計司資料より国立社会保障・人口問題研究所の小島克久が作成

表 台湾の在宅系高齢者介護の状況

(単位:箇所、人、日、時間、回)

		2009年	2010年	2011年	2012年
訪問介護	事業所数			144	131
	従事者数	4,794	5,591	6,353	6,390
	利用者数	22,392	28,398	33,193	34,605
	利用延べ日数	2,977,808	4,076,860	4,749,949	5,343,065
	利用延べ時間	5,233,456	7,371,917	9,002,335	9,927,127
(利用者1人あたり)	利用日数	133.0	143.6	143.1	154.4
	利用時間	233.7	259.6	271.2	286.9
デイサービス	事業所数			76	71
	利用者数	615	898	1,206	1,736
	利用延べ日数	102,624	157,751	227,392	295,342
	利用延べ時間	704,327	994,640	1,608,772	2,210,332
(利用者1人あたり)	利用日数	166.9	175.7	188.6	170.1
	利用時間	1,145.2	1,107.6	1,334.0	1,273.2
家庭的介護	事業所数			15	18
	利用者数	12	37	62	106
	利用延べ日数	1,248	5,109	7,847	13,343
	利用延べ時間	10,217	40,944	54,671	95,922
(利用者1人あたり)	利用日数	104.0	138.1	126.6	125.9
	利用時間	851.4	1,106.6	881.8	904.9
配食サービス	利用者数	30,260	18,313	7,787	8,304
	利用延べ日数	3,153,787	2,435,580	2,184,356	2,344,399
(利用者1人あたり)	利用日数	104.2	133.0	280.5	282.3
移送サービス	利用者数	8,956	9,413	20,368	22,458
	利用延べ回数	147,681	192,382	201,438	235,239
(利用者1人あたり)	利用回数	16.5	20.4	9.9	10.5

資料:内政部統計司資料より国立社会保障・人口問題研究所の小島克久が作成

表 台湾の在宅系高齢者介護の状況(地域別・2012年)

(単位:箇所、人、日、時間、回)

	訪問介護					デイサービス				家庭的介護				配食サービス		移送サービス	
	事業所数	従事者数	利用者数	利用延べ日数	利用延べ時間	事業所数	利用者数	利用延べ日数	利用延べ時間	事業所数	利用者数	利用延べ日数	利用延べ時間	利用者数	利用延べ日数	利用者数	利用延べ回数
台湾	131	6,390	34,605	5,343,065	9,927,127	71	1,736	295,342	2,210,332	18	106	13,343	95,922	8,304	2,344,399	22,458	235,239
新北市	14	915	3,581	581,597	1,150,619	6	97	24,002	192,016	1	0	0	0	136	37,727	2,740	40,119
台北市	15	572	2,813	374,184	766,581	13	297	58,162	467,300	1	9	1,087	9,502	546	169,612	4,336	37,815
台中市	13	578	2,685	386,434	825,135	13	244	52,983	392,538	2	25	4,600	40,586	1,049	275,689	1,371	11,525
台南市	12	504	3,008	500,274	798,483	5	119	25,949	203,248	2	4	723	5,917	780	227,651	1,297	15,508
高雄市	24	1,109	5,893	921,005	1,622,447	8	129	28,724	250,209	1	10	573	4,512	1,205	412,142	2,252	19,109
宜蘭県	4	94	746	81,397	141,116	0	357	13,298	110,128	0	0	0	0	205	44,794	132	6,655
桃園県	4	463	1,750	290,700	658,996	2	40	7,712	61,831	1	0	13	105	314	103,530	974	11,273
新竹県	5	138	479	87,456	200,308	0	23	2,426	15,873	0	0	0	0	62	15,742	359	3,086
苗栗県	3	253	1,279	208,586	337,578	2	13	1,404	6,432	1	1	1	2	135	34,027	1,766	14,998
彰化県	5	418	2,791	345,120	690,739	0	22	5,045	40,360	2	1	1	4	283	95,462	802	6,779
南投県	10	371	2,182	249,862	509,380	8	62	12,176	83,944	4	40	3,294	19,516	286	62,564	1,094	11,686
雲林県	8	305	2,288	291,246	538,399	8	123	21,717	158,128	2	5	1,201	9,531	267	92,149	697	7,238
嘉義県	4	262	1,555	300,382	424,038	0	34	5,404	24,559	0	0	0	0	307	112,620	872	6,649
屏東県	0	0	0	194,652	351,193	0	0	4,589	17,538	0	0	25	204	0	40,186	0	3,324
臺東県	0	0	767	104,205	183,921	0	29	5,883	46,738	0	11	1,825	6,044	655	179,926	426	4,599
花蓮県	2	128	1,005	127,875	239,993	0	0	0	0	0	0	0	0	371	63,288	1,421	12,250
澎湖県	1	53	411	61,166	63,687	2	23	3,754	10,226	0	0	0	0	1,377	280,761	108	1,028
基隆市	2	77	363	52,216	113,271	0	7	461	2,874	0	0	0	0	133	22,483	290	3,322
新竹市	0	0	337	51,424	92,106	0	56	11,418	89,721	0	0	0	0	115	44,073	1,457	11,743
嘉義市	3	76	434	84,557	113,401	4	42	7,302	31,304	1	0	0	0	78	28,026	64	4,045
金門県	1	62	213	42,622	93,381	0	19	2,933	5,367	0	0	0	0	0	0	0	2,236
連江県	1	12	25	6,105	12,358	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,947	0	252

資料:内政部統計司資料より国立社会保障・人口問題研究所の小島克久が作成

「我國長期照顧十年計畫：民國 101 年～104 年中期計畫」について

1. 計畫の位置付け

2008 年実施「我國長期照顧十年計畫」の成果と課題をもとに策定した第 2 次計畫。2012 年～2015 年までの計畫で、介護サービス対象の拡大と介護サービスネットの拡充を目指している。

2. 「我國長期照顧十年計畫」（2008 年～2011 年）の成果と課題

(1) 成果

項目	内容
1. 介護サービスのモデルを構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縣市ごとに「介護管理センター」を設置。介護に関する一元的な窓口とする</li> <li>・ 要介護認定のツールを確立</li> </ul>
2. 多様な介護サービスの選択肢を提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅、通所系のサービスを優先的に整備</li> <li>・ 以下のサービスを提供               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 訪問看護、2. 訪問及び通所リハビリテーション、</li> <li>3. レスパイトケア、4. 介護サービス（在宅ケア、デイケア、家庭的な介護）、5. 介護用品の購入またはレンタルおよびバリアフリーの住宅改修、6. 配食サービス、7. 移送サービス、8. 介護施設等</li> </ol> </li> </ul>
3. 経済力に応じた自己負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己負担は経済力に応じて設定                低所得世帯：無料、中低所得世帯：10%                一般：30%（実施当初は 40%）</li> </ul>
4. 介護マンパワーの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内政部と衛生署で介護マンパワーの育成に努める。                ※2010 年末現在：介護ヘルパー19,402 人、ソーシャルワーカー1,308 人、介護管理者 315 人、医療従事者 8,235 人。</li> </ul>
5. 介護サービス利用率の上昇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護高齢者の 2.3%（2008 年）→21%（2011 年）</li> </ul>

(2) 課題

1. 現行の「十年計畫」の対象となる要介護者が急速に増加している
2. 介護が必要な人が全面的に十年計畫の対象になっていない  
 （障害者の多くが対象外）

3. 介護サービス提供体制の強化が依然として必要
4. 介護サービスの質の向上が必要
5. 介護情報の統合が必要
6. 介護マンパワーの育成強化が依然として必要
7. 介護制度に関する法律の成立が待たれる
8. 外国人ケアワーカーの審査制度の検討が必要

### 3. 中期計画の実行戦略

#### (1) 目標

1. 介護サービス提供の効率性、効果、質を向上させる。
2. 各種の人材の育成を強化し、介護システム全体の量と質を向上させる。
3. 介護サービスを整備し、要介護高齢者の利用率を上げる。
4. 心身障害の程度を評価する制度を新たに作る。

#### (2) 実行戦略(2012年～2015年)

##### 1. 「十年計画」の対象者を逐次拡大する

- (1) 2014年から49歳以下の心身障害手帳を持ちかつ介護が必要な人を対象にする予定。
- (2) 2015年から、介護サービスネット計画に基づいて、介護提供体制と財政状況を考慮しながら、全ての年齢の要介護者を対象にする予定である。

##### 2. 介護事業所の管理体制を整え、介護の質を向上させる

##### 3. 介護サービスの管理機能を強化させる

##### 4. 情報システムを強化する

##### 5. 介護サービスネット計画を企画し、実施する

##### 6. 介護マンパワーの育成策を企画する

##### 7. 外国人ケアワーカーの審査制度を企画する

##### 8. 2013年から介護サービスの補助を1時間あたり180台湾元から200台湾元に引き上げることを検討する。

### 4. 執行体制

項目	主な担当省庁	協力する省庁
1. 介護制度に関する施策の全体調整	衛生福利部	
2. 介護管理制度の運営	衛生福利部、 劳工委員会	行政院人事局、 直轄市および県市政府

項目	主な担当省庁	協力する省庁
3.介護サービスの整備と質の向上	衛生福利部、原住民族委員会、労工委員会	直轄市および県市政府
4.介護マンパワーの育成	衛生福利部、教育部	労工委員会、直轄市および県市政府
5.情報システムの整備	衛生福利部、労工委員会	直轄市および県市政府

## 5. 予算

### (1) 実績 (単位：億台湾元)

部門	決算	2008年	2009年	2010年	2011年	合計
内政部		11.16	12.02	15.93	15.97	55.08
衛生署		1.52	2.12	2.17	2.57	8.38
合計		12.68	14.14	18.10	18.54	63.46

### (参考) 計画段階

年度 予算	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	總計
合計	26.51	54.72	60.90	67.08	75.74	84.40	93.06	101.72	110.38	142.84	817.36

### (2) 第2期計画予算 (千台湾元)

		2012年	2013年	2014年	2015年	合計
衛生福利部	内政部	1,885,780	3,461,757	4,337,260	4,734,482	14,419,279
	衛生署	264,808	320,304	877,367	1,065,289	2,527,768
	合計	2,150,588	3,782,061	5,214,627	5,799,771	16,947,047
教育部		1,080	1,080	1,080	1,080	4,320
労工委員会		44,375	40,475	36,575	36,575	158,000
總計		2,196,043	3,823,616	5,252,282	5,837,426	17,109,367

「長期照護服務網計画」（介護サービスネット計画）について

1. 計画の位置付けと目的

台湾の介護制度確立のための第2段階としての計画（2013年から2016年）。  
「我國長期照顧十年計画第2期中期計画」に基づく。台湾の介護サービス提供体制の地域差をなくし、介護保険実施のための基盤とすること。

2. 計画の特徴

介護サービス提供体制の現状を直轄市・縣市別に把握した上で（別表1）、介護サービスの整備目標を設定するため、3段階の地域レベルを設定している。なお、設定にあたっては、「エイジングインプレイス」を第一に考え、各縣市の人口、面積、交通、距離および生活圏に配慮している。（表1、2、別表2）。

表1 設定された3段階の地域レベル

地域レベル	行政単位	考え方
大区 (22)	県市政府	エイジングインプレイス、現行の介護管理センターが介護サービス提供の調整や管理を行うことを考慮
次区 (63)	近隣の郷鎮をまとめて	介護サービスへのアクセス、生活圏などを考慮
小区 (368)	郷鎮	人々が居住する地域の最も身近な単位（この地域内で在宅、通所ケアを利用）

注：（ ）内は設定された地域の数

表2 直轄市・縣市別介護サービス地域数

	地域数				地域数		
	大区	次区	小区		大区	次区	小区
新北市	1	7	29	雲林県	1	4	20
台北市	1	5	12	嘉義県	1	2	18
台中市	1	3	29	屏東県	1	5	33
台南市	1	3	37	台東県	1	4	16
高雄市	1	5	38	花蓮県	1	3	13
宜蘭県	1	2	12	澎湖県	1	1	6
桃園県	1	2	13	基隆市	1	1	7
新竹県	1	3	13	新竹市	1	1	3
苗栗県	1	3	18	嘉義市	1	1	2
彰化県	1	2	26	金門県	1	1	6
南投県	1	4	13	連江県	1	1	4
合計		大区	22	次区	63	小区	368

それぞれの地域レベルの介護サービス提供体制の整備状況（特に介護サービスが不足している地域を明確にする、別表3）から、その地域間格差が出来るだけ少なくなるような方向で整備させる目標を設定している（表3）。

表3 介護サービスネットの区域別介護サービスの基準

	地域ケア	在宅ケア	施設ケア
大区 (22)	1. 介護管理センターを設置 2. 福祉用具センターは少なくとも1箇所設置		1. 施設のベッド数は要介護者1万人あたり700床以上 2. 介護施設を少なくとも1箇所整備 3. 身体障害者入所施設を少なくとも1箇所整備 4. 認知症専門の施設（施設内の専門部門）を少なくとも1箇所整備
次区 (63)	1. 介護管理センターの分室を設置 2. デイケアセンターを少なくとも1箇所設置 3. 隣接する次区2つごとに、少なくとも1箇所は認知症対応のデイケアセンターを設置 4. 福祉用具サービス拠点を少なくとも1箇所設置するか巡回サービスを行うこと		1. 施設のベッド数は要介護者1万人あたり700床以上（台湾全体の平均の5分の2に達しない地域を不足地域とする） 2. 隣接する次区2つごとに、少なくとも1箇所は、身体障害者入所施設を整備
小区 (368)		少なくとも1箇所のサービス拠点	
山地、離島、遠隔地には総合的なサービス拠点を設置			

### 3. 計画の実施戦略

- (1) 地域ケアおよび在宅ケアの整備を優先し、これらの介護サービスの利用が全体の5割以上になるようにする（表4）。



- (2) 介護サービスの対象の拡大と内容の充実を行う。特に支援を要する人々や地域を優先する。
- (3) 認知症の人々に対する多様な介護サービス体制やサービスメニューを整備する。
- (4) 介護サービスが不足している地域に重点を置き、介護サービスを普及させる。
- (5) 家族介護者の支援サービスネットを確立させる
  1. 家族介護者相談サービス専用電話を設置（全台湾共通）
  2. 介護者同士の支援ウェブサイトを設置（全台湾共通）
  3. 家族介護者の支援団体を設立する
  4. 介護ボランティアと家族介護者のネットワークを連結させる
- (6) 介護マンパワーの育成と定着
  1. 介護従事者の労働条件を改善し、定着意向をより多くの者に持たせる
  2. 介護に従事する医療及び福祉関係者の教育・訓練計画を制度化する
- (7) 栄民病院で公費運営の病床は「護理之家」に転換させる
- (8) 全体的に調整されたあるいは新しい介護サービスモデルの構築を奨励
- (9) 介護基金の設置を企画し、介護サービスの発展に資するようにする

表4 介護サービスネットの区域別介護サービス整備目標項目

地域レベル	目標（ ）内は整備目標地域数
大区	(1) 「家族介護者支援センター」の設置(22) (2) 地域に福祉用具センター(1) (3) 施設のベッド数を要介護者1万人あたり700床以上(3) (4) 認知症専門の施設（施設内の専門部門）の整備(9)
次区	(1) 介護管理センター分室(17) (2) 地域にデイケアセンターを設置(24) (3) 隣接する次区2つごとに、認知症対応デイケアセンターを設置(38) (4) 福祉用具サービス拠点整備または巡回サービス実施(1) (5) 施設のベッド数を要介護者1万人あたり700床以上(13) (6) 隣接する次区2つごとに身体障害者入所施設を整備(5)
小区	(1) 少なくとも1箇所の介護サービス拠点（介護サービスまたは医療系の類似のサービス拠点）(92) (2) 少なくとも1箇所の障害者サービス拠点（介護サービスまたは医療系の類似のサービス拠点）(91)

別表1 台湾の介護サービス提供体制（主なもの）

地域別	デイサービス				家庭的介護				通所リハビリテーション			配食サービス		移送サービス			
	施設数	定員	要介護者1万人当たり定員	サービス提供量	施設数	定員	要介護者1万人当たり定員	サービス提供量	施設数	サービス提供量		施設数	サービス提供量	施設数	一般車両(台)	福祉車両(台)	サービス提供量
				人数				人数		延べ回数	人数						
台湾	81	2,001	30.25	850	23	57	0.86	35	27	2,685	5,301	201	5,267	43	511	277	21,916
基隆市	2	38	28.12	6	0	0	0.00	0	2	9	20	1	59	1	1	1	434
台北市	12	393	63.92	149	1	4	0.65	1	1	1,621	2,994	70	156	2	0	30	4,767
新北市	4	99	12.79	65	0	0	0.00	0	1	359	572	6	82	2	0	173	1,281
桃園県	3	76	20.44	11	0	0	0.00	0	0	0	0	1	266	1	5	0	1,239
新竹市	2	50	43.80	32	0	0	0.00	0	0	0	0	4	121	2	460	0	548
新竹県	1	10	8.91	1	0	0	0.00	0	1	13	21	3	61	1	0	2	16
苗栗県	1	30	15.09	1	0	0	0.00	0	0	0	0	4	146	8	14	0	2,572
台中市	17	409	68.75	185	2	31	5.21	14	6	390	605	5	637	2	8	0	2,292
南投県	4	98	46.48	32	3	14	6.64	16	0	0	0	7	211	2	0	18	1,166
彰化県	2	40	10.77	34	2	0	0.00	0	0	0	0	5	239	5	3	2	880
雲林県	6	114	36.28	93	0	0	0.00	0	0	0	0	5	307	1	3	3	526
嘉義市	3	60	113.98	26	1	0	0.00	4	0	0	0	1	93	1	2	0	525
嘉義県	1	20	11.25	0	0	0	0.00	0	1	15	15	1	304	2	0	3	1,079
台南市	8	205	40.17	48	0	0	0.00	0	0	0	0	7	817	2	8	0	1,124
高雄市	5	129	20.76	94	13	8	1.29	0	2	54	106	32	634	2	0	25	1,717
屏東県	2	50	13.80	28	0	0	0.00	0	5	114	166	6	248	2	7	0	76
宜蘭県	3	66	43.09	32	0	0	0.00	0	0	0	0	3	69	2	0	2	404
花蓮県	1	10	6.53	0	0	0	0.00	0	2	44	319	3	327	1	0	5	1,227
台東県	1	30	26.65	0	1	0	0.00	0	0	0	0	6	379	1	0	4	0
澎湖県	2	44	125.86	13	0	0	0.00	0	6	66	483	6	102	1	0	4	2
金門県	1	30	89.13	0	0	0	0.00	0	0	0	0	1	1	1	0	4	0
連江県	0	0	0.00	0	0	0	0.00	0	0	0	0	1	8	1	0	1	41

注：(1)デイサービスには、社会福祉部門のデーサービスと衛生部門のナーシングホームのデーサービスの両方を含む。(2)複数の種類のサービスを提供する施設は(例：在宅リハビリテーションと通所リハビリテーションの両方を提供)、それぞれの種類の項目に計上している。(3)基隆市(台北内湖の1ヵ所)と嘉義県(嘉義市の2ヵ所)にある移送サービスは、県市をまたがってサービスを提供している。

別表1 台湾の介護サービス提供体制（主なもの、続き）

地域別	在宅看護			在宅リハビリテーション			在宅介護		在宅介護（障害者）			福祉用具		
	施設数	サービス提供量		施設数	サービス提供量		施設数	サービス提供量	施設数	サービス提供量		施設数	サービス提供量	
		人数	延べ人数		人数	延べ人数				人数	延べ人数		人数	延べ人数
台湾	498	4,782	57,046	123	1,565	4,856	133	27,800	146	10,969	148,733	25	4,355	28,292
基隆市	7	94	1,346	2	9	20	2	310	1	948	9,703	1	63	298
台北市	34	576	9,071	8	168	274	15	2,208	13	3,188	34,422	3	74	1,240
新北市	48	637	10,459	1	359	572	10	2,390	10	1,017	13,311	1	1,351	2,214
桃園県	37	238	2,981	8	56	144	4	1,266	4	638	5,865	1	200	1,306
新竹市	7	66	827	15	6	26	2	267	1	32	323	1	27	292
新竹県	20	219	1,107	3	19	79	5	281	15	87	766	1	70	374
苗栗県	17	78	886	3	16	113	3	951	18	199	1,604	1	41	298
台中市	40	409	4,694	16	97	232	14	2,523	14	688	19,444	2	381	2,501
南投県	13	114	1,784	6	49	80	11	1,721	9	317	3,155	1	6	262
彰化県	20	201	1,943	7	47	124	5	2,144	5	486	5,972	1	18	807
雲林県	15	104	1,134	2	4	24	5	1,891	4	235	2,513	1	253	943
嘉義市	14	427	1,198	2	193	341	3	345	3	70	1,108	1	72	517
嘉義県	24	47	748	4	139	515	2	1,132	1	200	2,557	1	60	318
台南市	29	302	3,595	14	139	1,085	11	2,151	7	265	2,917	1	45	1,122
高雄市	62	803	8,284	11	102	335	19	3,910	18	1,511	25,343	1	1,401	13,778
屏東県	32	164	2,981	6	56	171	8	1,551	7	183	1,607	2	48	677
宜蘭県	20	129	1,740	3	0	0	4	623	7	123	1,175	1	44	381
花蓮県	22	144	1,800	2	44	319	2	842	2	117	1,699	1	59	160
台東県	21	9	124	6	10	23	5	665	5	550	9,713	1	46	88
澎湖県	9	11	175	2	49	365	1	407	1	74	940	1	71	349
金門県	4	8	152	1	2	13	1	198	1	41	4,596	1	25	367
連江県	3	3	15	1	1	1	1	24	0	0	0	0	0	0

別表1 台湾の介護サービス提供体制（主なもの、続き）

地域別	入所施設（介護型）			入所施設（障害型）			入所施設（認知症型）			入所施設（養護型）		
	施設数	サービス提供体制		施設数	サービス提供体制		施設数	サービス提供体制		施設数	サービス提供体制	
		ベッド数	要介護者1万人当たり		ベッド数	要介護者1万人当たり		ベッド数	要介護者1万人当たり		ベッド数	要介護者1万人当たり
台湾	1,457	77,462	1,171	147	12,292	186	27	1,029	16	174	13,023	197
基隆市	38	1,552	1,148	2	140	104	3	44	33	2	731	541
台北市	165	6,284	1,022	14	853	139	1	30	5	44	1,262	205
新北市	252	10,982	1,419	12	1,054	136	2	156	20	8	2,439	315
桃園県	85	5,237	1,408	22	1,132	304	1	77	21	35	1,227	330
新竹市	20	1,040	911	3	77	67	0	0	0	1	374	328
新竹県	22	1,632	1,454	6	1,071	954	0	0	0	1	48	43
苗栗県	22	1,568	789	7	497	250	2	40	20	3	7	4
台中市	111	7,226	1,215	9	929	156	3	80	13	3	417	70
南投県	29	2,087	990	4	411	195	1	10	5	4	350	166
彰化県	78	5,215	1,404	9	918	247	3	146	39	4	910	245
雲林県	36	2,160	687	1	135	43	0	0	0	2	268	85
嘉義市	26	2,094	3,978	2	82	156	1	20	38	11	199	378
嘉義県	34	1,884	1,059	7	448	252	1	30	17	6	2	1
台南市	176	8,529	1,671	13	1,400	274	0	0	0	26	1,728	339
高雄市	202	10,241	1,648	8	679	109	4	158	25	8	1,263	203
屏東県	76	4,554	1,257	11	861	238	4	146	40	3	279	77
宜蘭県	42	2,196	1,434	8	954	623	0	0	0	3	101	66
花蓮県	18	1,302	851	5	431	282	0	0	0	5	819	535
台東県	19	1,403	1,246	1	50	44	1	92	82	2	461	409
澎湖県	4	228	652	0	0	0	0	0	0	1	32	92
金門県	1	30	89	3	170	505	0	0	0	1	90	267
連江県	1	18	1,064	0	0	0	0	0	0	1	16	945

注：(1)入所施設（介護型）は、老人福祉施設と栄民の家（退役軍人の施設）、ナーシングホームを含む。(2)入所施設（障害型）は、身体障害者の入所施設のこと。(3)入所施設（認知症型）は、認知症専門の入所施設、入所施設、ナーシングホーム、栄民の家の認知症対応病床のこと。(4)入所施設（養護型）は、老人福祉施設と栄民の家の身寄りのない高齢者の入所する施設を指す。

資料：衛生福利部「長期照護服務網計画」より作成